臨時株主総会招集ご通知



2025年8月29日(金)

午前11時

(受付開始時刻は、午前10時30分を予定しております)



東京都江東区東陽六丁目3番3号

ホテルイースト21東京 1階 イースト21ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

開始時刻及び開催場所が2025年6月16日開催の定時株主総会と 異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

第1号議案 株式併合の件 第2号議案 定款一部変更の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますよう お願い申し上げます。

2025年8月28日 (木) 午後6時まで



目 次	
臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5

株式会社NTTデータグループ

証券コード:9613

株主各位

証券コード 9613 2025年8月14日

東京都江東区豊洲三丁目3番3号

株式会社NTTデータグループ 代表取締役計長 佐々木 裕

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに 「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト https://www.nttdata.com/global/ja/investors/share/shareholders_meeting/

また、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

●東京証券取引所ウェブサイト(東証ト場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



「銘柄名(会社名)」に全角で「NTTデータグループ」または「コード」に当社証券コード「9613」を入 力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通 知/株主総会資料 | 欄よりご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、本臨時株主総会へのご出席により議決権を行使していただくほかに、次頁のインターネット等または郵 送のいずれかの方法により、2025年8月28日(木)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申 し上げます。

「一 当社ホームページ: https://www.nttdata.com/global/ja/ I NTTデータグループ 検索



記

3	会 議目的事		決議事項 第1号議案 株式併合の件 第2号議案 定款一部変更の件					
2	物	r)I	ポポーストと1東京 1階 イースト21ホール ※末尾のご案内図をご参照ください。					
2	場	所	東京都江東区東陽六丁月3番3号					
1	$\boldsymbol{\exists}$	時	2025年8月29日(金曜日)午前11時(受付開始時刻は、午前10時30分を予定しております)					

以上

- 開始時刻及び開催場所が2025年6月16日開催の定時株主総会と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 本臨時株主総会については、インターネットライブ配信は実施いたしません。

会場でサポートが必要な株主さまへ

会場では、障がいのある方への合理的配慮を行っております。会場設備などについて、必要な配慮がございましたら、8月21日までにご連絡ください。

- ・〒135-6033 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル34階 グローバルガバナンス本部 株主総会事務局 宛
- · rinjisoukai@am.nttdata.co.jp

議決権行使のご案内

電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使



議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイト(https://www.web54.net) にアクセスしていただき、株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内にしたがって、賛否を入力してください。

▶ インターネット等による議決権行使の詳細につきましては3~4頁をご覧ください。

行使期限

2025年8月28日 (木曜日) 午後6時まで

郵送による議決権の行使



株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、下記の行使 期限までに到着するよう折り返しご送付お願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に 賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年8月28日(木曜日)午後6時到着分まで

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定 する議決権行使サイトをご利用いただくことによ ってのみ可能です。なお、スマートフォン・携帯 電話等でもご利用することが可能です。

議決権行使期限

2025年8月28日 (木) 午後6時まで

議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

議決権行使サイト

ウェブ行使

https://www.web54.net



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。 なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

● ご注意事項

■ インターネット等により議決権を行使される場合は、 郵送によるお手続きは不要です。

郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

- インターネットにより、複数回数、または、パソコン・スマートフォン・携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ への接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料 金等)は株主様のご負担となります。

パソコンによるアクセス手順

1. 議決権行使サイトへアクセス

・・・ ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ・・・

- ◆本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる強決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- ●画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。



- <その他のご案内>
- ●招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きは<u>ごちら</u>をクリックしてください。
- ●招集ご通知の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信
- の中止を希望される方は、ごちらをクリックしてください。◆住所変更や単元未満株式の買取請求などの用紙送付のご依頼はごちらをクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

機関投資家の 皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

2. 議決権行使コードを入力

・・・ ログイン・・・ ◆鑑決権行使コードを入力し、「ログイン】ボダンをグリックしてください。 ◆鑑決権行使コードは譲決権行使書用紙に記載してあります。 (電子メールにより招集ニ通知を受領されている株主様の場合は、 招集ニ通知電子メール本文に記載しております) (議決権行使コード: 「 閉じる ログイン

お手元の議決権行使書用紙(または招集メール) に記載された 「議決権行使コード」を入力し、 「ログイン」をクリック

3. パスワードを入力

··· ご自身で登録するバスワードへの変更 ··· ●セキュリティー保護のため、バスワードをご自身で登録されるものに変更します。●議決権行使書用紙に記載のバスワードと執主様が本株主総合でご使用になる新しいバスワードを入力し、【望録】ボタンをクリックしてくださ い。●ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。 議決権行使書用紙に記載のパスワード: [ソフトウェアキーボード ご使用になる新しいパスワード: (確認のためもう1度): ※8文字の半角英数文字のみ入力可能です。 会のメラッド等級のメラッパハリー場です。 (次の記号、今**名5:49年1_1|| 1/-() 登録

お手元の議決権行使書用紙(または招集メール) に記載された「パスワード」と、新たに設定 する「パスワード」を下2箇所に入力の上、 「登録」をクリック

つ以 て賛否をご入 は 画 面 $\boldsymbol{\sigma}$ 力くださ 力 案内 た が

画

D

が

っ

て行使完

とな 面

ij 案

ŧ 内

के 12

2. 議決権行使方法を選択

3. 各議案の賛否を選択

スマート行使 **23** 三井住友保託銀行 すべての会社提案議案に 第1号議案 ついて「賛成」する 第○期剰余金の処分の件 **秋**级 - 55.05 各議案について 反対 第2号議案 定款一部変更の 個別に指示する 90-02 第2号議 定款一部変更の件 贊成

※「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が 入力不要で議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。この方法での議決権行使は1回に限ります。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙(または招集メール)に記載の「議決権 行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間午前9時~午後9時

その他のご照会

0120-782-031

受付時間 午前9時~午後5時(土日休日を除く)

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

本議案は、当社の支配株主(親会社)である日本電信電話株式会社(2025年7月1日付商号変更後の「NTT株式会社」をいい、以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の結果を受け、当社の株主を公開買付者のみとするため、2025年9月30日を効力発生日として、当社株式について256,029,428株を1株に併合する旨の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株式併合を行う目的及び理由

2025年5月8日付で当社が公表した「当社親会社である日本電信電話株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、本公開買付け及びその後の当社株式を非公開化することを目的とする一連の手続(以下「本取引」といいます。)の一環として、2025年5月9日から2025年6月19日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)とする本公開買付けを実施いたしました。

そして、公開買付者は、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年6月26日付で、 当社株式1.146.475.573株(所有割合(注1):81.75%)を所有するに至りました。

(注1)「所有割合」とは、当社が2025年5月8日に公表した「2025年3月期決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(1,402,500,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(11,232株。なお、同日現在において当社取締役(監査等委員である取締役並びに監査等委員でない取締役のうち社外取締役及び非常勤取締役を除きます。)及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」により、当社が委託した三井住友信託銀行株式会社(再信託受託先:株式会社日本カストディ銀行)が所有する402,100株は、当社が所有する自己株式数には含めておりません。以下、当社が所有する自己株式数について同じとします。)を控除した株式数(1,402,488,768株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下、所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じとします。

本意見表明プレスリリースにてお知らせしましたとおり、当社は、公開買付者から、2024年11月1日に本取引の実施に向けた検討を開始した旨の通知を受けました。これを受けて、当社は、本取引の検討並びに公開

買付者との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、公開買付者は、当社株式の所有割合が57.73%に達す る当社の支配株主(親会社)であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、ま た、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑 み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、2024年11月下旬に公開買付者及び当社グルー プ(当社、連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じとします。なお、2025年3月31日現 在、当社グループは、当社、連結子会社611社及び持分法適用関連会社51社で構成されています。) から独立 した法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所及び長鳥・大野・常松法律事務所を、公開買付者及 び当社グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社 (以下「大和証券」といいます。)をそれぞれ選任いたしました。その後、当社は、公開買付者から改めて 2024年12月18日に本取引に関する初期的な意向表明書を受領しております。当該意向表明書を受けて、当社 は、本取引の公正性を担保するため、中村・角田・松本法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、公開買付者から 独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検 討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。具体的には、当社は、下記「3.会社法第 180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合について の定めの相当性に関する事項)」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため の措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとお り特別委員会の設置に向けた準備を進めたうえで、2024年12月18日に公開買付者から初期的な意向表明書を 受領した後の同月24日開催の取締役会決議により、池史彦氏(当社独立社外取締役、株式会社りそなホールデ ィングス社外取締役、エーザイ株式会社社外取締役)、藤井眞理子氏(当社独立社外取締役、東京大学名誉教 授、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役(2025年6月27日退任))及び石黒成直氏(当社 独立社外取締役、株式会社リコー社外取締役)の3名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」とい います。)(本特別委員会の検討の経緯及び判断内容等については、下記「3.会社法第180条第2項第1号及 び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関す る事項)| の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を问避するための措置| の「⑤ 当社 における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得しをご参照ください。)を設置し、本 特別委員会に対し、(i) 本取引の目的は正当性・合理性を有するか(本取引が当社の企業価値向上に資する かを含む。)、(ii)本取引の条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の公正性・妥当性が確保さ れているか、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、 (iv)上記(i)から(iii)までのほか、本取引についての決定(当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を 表明するとともに、当社の株主の皆様に本公開買付けへの応募を推奨すること、並びに本意見表明プレスリリ ースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方 針(いわゆる二段階買収に関する事項)| に記載の公開買付者による当社の完全子会社化に必要となる手続に

関する、株式売渡請求(本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理 由しの「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「①株式売渡請 求上において定義しております。以下同じとします。)に係る当社の承認の決定又は当社による株式併合(本 意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由しの「(5)本公開買付け 後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「②株式併合」において定義しております。 以下同じとします。)の決定)が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか、(v)当社取締 役会が本公開買付けに替同し、当社の株主の皆様に本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うこと の是非、について検討し、当社取締役会に意見を述べること(以下、これらを総称して「本諮問事項」といい ます。)を諮問いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内 容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でない と判断した場合には、当社取締役会は本取引の承認を決定しない(本公開買付けに賛同しないことを含む。) こととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i)当社と公開買付者の間で行う取引条件に関 する交渉過程に実質的に影響を与える状況を確保すること(このために、当社取締役会の意向を踏まえ公開買 付者との交渉を行う取締役は、本特別委員会に事前に交渉方針を確認し、適時に交渉状況の報告を行い、交渉 の重要局面で本特別委員会の意見を聴取し、本特別委員会の指示又は要請を勘案して交渉を行うものとし、本 特別委員会は、必要に応じて自ら直接交渉を行うことができる。)、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を 行うに際し、独自のアドバイザーを選任すること(この場合の合理的な費用は当社が負担する。)及び当社の アドバイザーを指名若しくは承認(事後承認を含む。)し、当社のアドバイザーの独立性及び専門性に問題が ないことを確認した場合には、当社のアドバイザーに対して専門的助言を求めること、(iii)適切な判断を確 保するために、当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求 し、必要な情報の説明を求めることについて権限を付与することを決議しております(当該取締役会における 決議の方法については、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相 当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項) の「(4) 本取引の公正性を担保 するための措置及び利益相反を回避するための措置|の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特 別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。

なお、本特別委員会は、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項)」の「(4)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2024年12月24日、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ法律事務所」といいます。)を、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)をそれぞれ選任する旨を決定しております。

また、当社は、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項)」の「(4)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに当社の法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所について、公開買付者及び当社グループからの独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任の承認を受けております。

さらに、当社は、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項)」の「(4)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

そのうえで、当社は、大和証券から当社株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松 法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってまいりました。

また、公開買付者から2024年12月18日に本取引に関する初期的な意向表明書を受領して以降、当社は、公開買付者との間で、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

具体的には、当社及び本特別委員会は、2024年12月18日に本取引に関する初期的な意向表明書を受領したことを踏まえて、本特別委員会における検討・協議を進め、2025年2月1日に公開買付者に対し本取引の意義・目的等に関して書面による質問をしたところ、2025年2月20日に、公開買付者から当該質問事項について書面による回答を受けました。さらに、当該回答を踏まえて、当社及び本特別委員会が2025年3月5日に本取引の意義・目的等に関して書面による追加の質問を行い、同月12日開催の本特別委員会において、公開買付者による当該追加質問事項に対する回答を受け、公開買付者との間での質疑応答及び協議を行うとともに、同月19日、公開買付者から当該追加質問事項について書面による回答を受けました。さらに、当社及び本特別委員会が2025年3月31日に本取引の意義・目的に関して書面による追加の質問をしたところ、4月14日、公開買付者から当該追加質問事項について書面による同答を受けました。

本公開買付価格については、当社は、2025年4月8日以降、公開買付者との間で、複数回にわたる交渉を 重ねてまいりました。具体的には、当社は、公開買付者が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスによ り得られた情報、当該情報を前提としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野 村證券」といいます。)が実施した初期的な当社株式の価値分析及び当該情報を前提として公開買付者が実施 した初期的な当社株式の価値分析内容を総合的に勘案した結果として、公開買付者から、2025年4月8日に 本公開買付けにおける本公開買付価格を3.200円(前営業日時点の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券 取引所 といいます。) プライム市場における当社株式の終値2.390.0円に対して33.89%のプレミアム) とす ること、公開買付期間を30営業日程度とすること、及び本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定せず、 かつ下限は本公開買付け後に公開買付者が当社の総議決権数の3分の2以上を所有することとなる株式数に設 定することを含む本取引に関する初回提案を受けました(なお、公開買付者による全ての価格提案は、当社が 2025年3月期に係る期末配当(1株当たり12.5円)を除き、本取引の完了前に当社において配当が行われな いことを前提としているとのことです。)。その後、当社及び本特別委員会は公開買付者に対し、同月9日に、 当該本公開買付価格は、当社株式の本源的な価値を著しく下回るとして、本公開買付価格の再検討を要請しま した。これを受けて、当社は、同月15日、公開買付者から、本公開買付価格を3.400円(前営業日時点の東京 証券取引所プライム市場における当社株式の終値2.510.5円に対して35.43%のプレミアム)とすることを含 んだ本取引に関する提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は公開買付者に対し、同月16日 に、当該本公開買付価格も、引き続き当社株式の本源的な価値を反映した価格ではないとして、本公開買付価 格の再検討を要請しました。これを受けて、当社は、同月22日、公開買付者から、本公開買付価格を3,700円 (前営業円時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2.590.0円に対して42.86%のプレミア ム)とする旨の提案を受けました。しかし、当社及び本特別委員会は、同月23日に、当該本公開買付価格は、 当社の本源的な価値を十分に評価した価格ではなく、当社の一般株主にとって公正かつ合理的な経済条件とは いえないとして、本公開買付価格の再提案を要請しました。その後、当社は、同月28日、公開買付者から、本 公開買付価格を3.800円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2.767.0円に 対して37.33%のプレミアム)とすることを含んだ本取引に関する提案を受けました。これに対し、当社及び 本特別委員会は、同日に、当該本公開買付価格は、依然として当社の本源的価値を十分に評価した価格ではな く、当社の一般株主にとって公正かつ合理的な経済条件とはいえないとして、本公開買付価格の再提案を要請 しました。その後、当社は、公開買付者から、2025年5月1日に本公開買付けにおける本公開買付価格を 4.000円(前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2.827.5円に対して41.47% のプレミアム)とすることを含んだ本取引に関する提案を受けました。そして、同月2日、当社及び本特別委 員会は公開買付者に対し、公開買付者の提案を応諾する旨の回答を送付しました。

以上の検討・交渉過程において、当社は、本公開買付価格に関する公開買付者との協議及び交渉にあたり、 本特別委員会から聴取した意見並びに大和証券及び中村・角田・松本法律事務所からの助言を踏まえて検討を 行っており、その際、本特別委員会においては、随時、本特別委員会のアドバイザーであるプルータス・コン サルティング及び両村あさひ法律事務所から助言を受けるとともに、当社や当社のアドバイザーとの意見交換 を行い、適宜、確認・承認を行ってきました。具体的には、まず、当社が公開買付者に対して提示し、また、 大和証券及びプルータス・コンサルティングが当社株式の価値算定において基礎とする当社グループの事業計 画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、本特別委員会の確認を受け、承認を受けており ます。そのうえで、当社は、当社グループの事業計画を、2025年3月7日、公開買付者及び野村證券にそれ ぞれ提示しております。また、当社は、同年4月下旬、2026年3月期のデータセンター資産の売却に係る不 動産鑑定評価に基づき譲渡予定価格及び売却益の見込みが精緻化されたこと等を含む足元における最新の状況 を踏まえ(当該データセンター設備の売却については、本意見表明プレスリリースの「11.その他投資者が会 社情報を適切に理解・判断するために必要な事項|の「(2)「連結子会社における固定資産(データセンター) の譲渡に関するお知らせ川をご参照ください。)、当該事業計画を一部修正し、当該修正の内容及び過程等の 合理性について、同月25日、本特別委員会の確認を受け、承認を受けております。そのうえで、当社は、当該 修正後の当社グループの事業計画を、同月25日、公開買付者及び野村證券にそれぞれ提示しております。さら に、当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券は、公開買付者との交渉にあたっては、公開買付 者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行 い、公開買付者との交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行 っております。

そして、当社は、2025年5月7日付で、本特別委員会から、①本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられる旨、②本取引の条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の公正性・妥当性は確保されていると考えられる旨、③本取引においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる旨、④本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨、及び⑤当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは妥当であると考えられる旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けております(本答申書の概要については、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項)」の「(4)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。なお、当社は、本答申書と併せて、本特別委員会から、2025年5月7日付で本特別委員会がプルータス・コンサルティングから提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(プルータス・コン

サルティング)」といいます。)及び本公開買付価格である1株当たり4,000円が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)」といいます。)の提出も受けております(本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)の概要については、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項)」の「(4)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。)。

以上の経緯の下で、当社は、2025年5月8日開催の当社取締役会において、中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言並びに2025年5月7日付で大和証券から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(大和証券)」といいます。)及び本公開買付価格である1株当たり4,000円が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン(大和証券)」といいます。)の内容、並びに本特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた当社の非公開化が当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社グループの国内事業は、金融分野、法人分野及び公共社会基盤分野で構成されています。これらの事業は、長年の信頼関係に裏付けられた強固な顧客基盤と、業界特化型のITサービスとビジネス変革に関する深い知見を有することで、高い競争優位性を確立していると考えております。また、海外事業については、2022年10月に当社の海外事業と公開買付者グループ(公開買付者、当社グループ各社を含む連結子会社及び関連会社をいいます。以下同じとします。なお、2025年3月31日現在、公開買付者グループは、公開買付者、当社グループ各社を含む連結子会社992社及び関連会社151社で構成されているとのことです。)の海外事業を統合しました。これにより、従来のITサービス事業に加え、Tech事業、データセンター事業、NW事業(注2)を当社グループのポートフォリオに追加し、グローバルレベルでフルスタックテクノロジーサービスを提供できる独自のサービスプロバイダーとして、顧客に対して価値を提供しています。

(注2) 大陸間海底ケーブルの敷設・運用や、グローバルIPネットワークサービスを提供する事業。

当社グループの属するITサービス業界では、デジタル技術を活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)(注3)需要が引き続き旺盛であることに加えて、近年では生成AIやエージェントAIに係る需要の急拡大や、これらを支えるインフラストラクチャーとしてのデータセンター需要の急激な拡大が進んでいます。また、より長期的な視点においては量子コンピューティングや光通信技術等などの将来の競争力の優劣に直結する新技術・新事業が次々に台頭しており、競争環境が激化するとともに、成長領域における資金流入・M&A投資の活発化が見込まれます。そのような市場環境において、当社が今後も継続的に競争優位性を維持し、持続的な企業価値向上を果たすには、明確な成長戦略と戦略を実現するための成長投資が必要であると考えております。特に、当社の主要な投資領域である北米事業やデータセンター事業については、短期的には営業キャッシュフローを超える規模の投資が求められます。そのため、財務健全性を維持しながら、機動的な投資による成長の加速を実現することが困難な状況にあります。また、大規模な投資は不確実性を伴うことから、短期的には当社の業績が悪化する可能性も存在し、当社が上場している間は、そのような可能性のある投資を迅速に実行することは難しい状況にあります。

(注3) ICT (Information and Communication Technology) ツールにより、様々なデータの集積や経営におけるデータの利活用を実現し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うこと。

また、社会環境の変化や技術革新のスピードの高まりによって競争環境の激化が見込まれる中、当社の中長期的な成長においては迅速な意思決定が必要とされるところ、特に当社の海外事業の主体である株式会社NTT DATA, Inc. (以下「NTT DATA, Inc.] といいます。) の重要な意思決定には、両者の経営環境・戦略の相違などのため統一的な意思決定に時間を要することから、機動的な意思決定や投資実行が困難となるリスクを有していると考えています。

加えて、公開買付者によれば、現状の資本関係において、公開買付者が当社グループにおける各種施策に伴うリスク・リターンを当社の公開買付者以外の株主と共有している状況で、当社グループ以外の公開買付者グループが当社グループに経営資源投下を行うにあたり株主へ説明責任を果たす難しさや、公開買付者及び当社がそれぞれの株主への説明責任を果たしつつ、両者の協業における意思決定を迅速に行うことの難しさなど、両者が上場会社であることによる課題があるとの説明を受けております。

当社は、上記の当社グループを取り巻く経営環境を踏まえ、本取引を通じた当社の非公開化が、公開買付者と当社の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、公開買付者による当社グループへの更なる経営資源の投入を可能とし、以下のようなシナジー創出及び当社が公開買付者の完全子会社となることによるメリットを見込むことができることから、当社グループ及び公開買付者グループの更なる企業価値向上に資するとの結論に至りました。

I. 機動的な成長投資によるグローバル・ソリューションのポートフォリオ強化

当社は、公開買付者グループの資金調達力・財務基盤を活用することで、機動的な成長投資によるグローバル・ソリューションのポートフォリオ強化が可能になると考えております。

大規模な投資は不確実性を伴うことから、短期的には当社の業績が悪化する可能性も存在し、また、当社が上場している間は当社の株主の皆様の利益を追求する必要があることから、そのような可能性のある投資を迅速に実行することは難しい状況にあります。また、当社は上場会社として財務健全性を確保するために、当社グループのEBITDA創出力に対応する有利子負債上限を設定しておりますが、これが機動的な投資の制約や大規模投資の制約となり得ることがあります。本取引によって当社が非公開化されることにより、より長期的な企業価値向上の視点に立脚し、また公開買付者グループの資金調達力、財務基盤を活用した、競争優位性の一層の強化につながる大規模な投資が可能になると考えております。

具体的には、当社は、当社独自の事業ポートフォリオとして、世界レベルで高い競争優位性を有するIT サービス・エンジニアリング力に加えて、グローバルトップクラスのデータセンターオペレーター、インフラストラクチャー関連サービスを活かした高付加価値サービスを提供するビジネスモデルを確立し、拡大していきたいと考えております。これらの実現のためには、AI技術を活用したサービス(生成AI、エージェントAI等)、グローバルなデータセンター事業、ITサービスを高度化するデジタルエンジニアリング(注4)などの成長領域・当社の競争優位性を発揮すべき領域に対するより大規模な投資が必要になるところ、本取引により、このような投資を積極的に行うことが可能になると考えております。また、新たなテクノロジーやサービスの起点であり、かつ市場規模が大きい北米市場を中心として、グローバルの市場シェアやサービス提供能力を一層強化していくことが重要であると考えており、本取引を通じた投資余力の拡大により、競争優位性の向上に資するM&Aを含めた成長手段を用いることが可能になると考えております。

(注4) デジタル技術を用いて、お客さまの課題解決に貢献するソリューションを提供すること。

Ⅱ. 当社グループと公開買付者グループのリソース及びケイパビリティの連携強化

データ・ドリブン (注 5) 社会や省電力化に対するお客様・市場からの要請はますます強まっています。ネットワーク分野及び先端技術分野で多様な研究知見を持ち、光を中心とした革新的技術IOWN (注 6) を有する公開買付者グループと、世界トップクラスのITソリューションやデータセンターをグローバルに展開していると考える当社グループが連携することで競争優位性を強化し、グローバルでのB2Bビジネス (注 7) 拡大を実現することが可能になり、当社グループ及び公開買付者グループの企業価値向上につながると考えております。

具体的には、オール光ネットワーク(注8)、オープンRAN(注9)、海底ケーブル、データセンター等

のAI社会を支えるデジタルインフラの需要増大にグローバルレベルで応えていくためには、高度な研究開発力とそれに基づく高い技術力が必要であるところ、公開買付者グループの研究開発部門の有する先端的技術に、顧客や市場に直接的に接している当社グループが有する様々な業界のお客様へのソリューション提供を通じて培った技術力や、協業関係にあるパートナーとの緊密な関係等の強みを組み合わせることにより、マーケットに適応したソリューションを作りあげることが可能になると考えております。その実現には、公開買付者グループとより一体となった包括的かつ長期的な視点での戦略の立案と実行が有効になると考えております。

- (注5) データや分析結果を主要な情報源として活用し、客観的な意思決定を行うアプローチ。
- (注6) Innovative Optical & Wireless Networkの略。光を中心とした革新的技術を活用し、これまでのインフラの限界を超えた高速大容量通信並びに膨大な計算リソース等を提供可能な、端末を含むネットワーク・情報処理基盤の構想。
- (注7) Business to Businessの略で、企業が企業に対して商品やサービスを提供するビジネスモデル。
- (注8) ネットワークから端末まで光信号のまま通信する、従来よりも低消費電力、高品質・大容量、低 遅延の伝送を実現する技術。
- (注9) 無線基地局の仕様をオープンかつ標準化することにより、さまざまなベンダーの機器やシステム との相互接続を可能とする無線アクセスネットワーク。

また、当社グループと当社グループ以外の公開買付者グループ会社との連携による国内の大規模法人向け統合ソリューション営業の強化・拡大、国内市場におけるIT×コネクティビティ(データセンター、NW、Edge(注10)等)のフルスタックサービス(注11)の強化が可能となり、国内の大規模顧客向け事業の競争優位性を強化し、事業規模と収益性の拡大が可能になると考えております。

- (注10) エッジと呼ばれるネットワークの端やデータの収集・送信の物理的な場所を、デジタルネットワークに接続して相互作業を強化すべく、機械学習・デバイス管理・ネットワーク技術などを統合・実装したサービス。
- (注11) コンサルティング、SI・ソフトウェア開発、メンテナンス・サポート、データセンター・通信端 末機器販売等の、ITシステムの企画から構築、運用にわたる全行程を網羅的にサポートするサー ビス。

具体的には、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、当社グループと当社グループ以外の公開買付者グループとの連携において、当社グループが当社グループ以外の公開買付者グループの有する

R&D機能(IOWN・AI技術等)を活用し、各事業領域での新たなサービス開発を加速化することが可能になるとともに、当社グループ以外の公開買付者グループが有する国内地域でのスケールメリットや広範なチャネル・ブランド力を活かすことで、上場会社としての独立性に配慮する必要がある現状の資本関係の中で取り組むには限界のあった、公開買付者グループの資源や能力及び競争優位性を一層活かした事業機会の拡充、競争力の強化及び当社グループでは取引関係のない当社グループ以外の公開買付者グループの顧客に対する当社グループのサービスの提供が期待できると考えております。

Ⅲ. 意思決定の迅速化及びコスト競争力の向上

公開買付者グループと当社グループとの間での重複した機能の統合による意思決定の迅速化によって、大規模なM&Aやデータセンター建設に向けた土地購入・建設承認等において機動的な意思決定を行い、時間的制約による機会損失のリスクを回避することで企業価値向上のスピードを上げていくことが可能になると考えております。

具体的には、NTT DATA, Inc.について、意思決定の体制を整備し、通常の業務執行について当社グループ単独での意思決定を可能とすることで、意思決定の迅速化が可能になると考えております。

また、現在は当社と公開買付者とは独立した上場会社として、バックオフィス機能などの事業インフラをそれぞれ有していますが、当社グループを含む公開買付者グループ全体での業務効率化やテクノロジー活用を進めることで、コスト効率化や生産性の向上を図ることが可能と考えております。

なお、当社は、本取引において想定されるディスシナジーについて検討しましたが、ディスシナジーが生じる可能性はあるものの限定的であり、十分に対処可能であると考えております。

加えて、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項)」の「(3)端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記当社取締役会における決議の方法は、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項)」の「(4)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑧ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社は、公開買付者の要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、2025年7月24日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者のみとするために、下記「2.会社法第180条第2項各号に掲げる事項(株式併合の内容)」の「(1)併合の割合」に記載のとおり、当社株式256,029,428株を1株に併合する本株式併合を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様の所有する株式の数は、1株に満たない端数となる 予定です。

- 2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項(株式併合の内容)
 - (1) 併合の割合 当社株式について、256.029.428株を1株に併合いたします。
 - (2) 本株式併合がその効力を生ずる日(効力発生日) 2025年9月30日
 - (3) 効力発生日における発行可能株式総数 20株
- 3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(株式併合の割合についての定めの相当性に関する事項)

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、256,029,428株を1株に併合するものです。当社は、上記「1.株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合が当社の株主(当社を除きます。)を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、上記「1.株式併合を行う目的及び理由」に記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項本株式併合は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、公開買付者は、当社の支配株主(親会社)であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が公開買付者と当社の公開買付者以外の株主との間で構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、下記「(4)本取引の公正性を担保するための措置して記載の措置を実施いたしました。

(2) 端数処理の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年9月26日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年9月29日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である4,000円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称 NTT株式会社(2025年7月1日付商号変更前の日本電信電話株式会社)
- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を、公開買付者がNTTファイナンス株式会社(以下「NTTファイナンス」といいます。)との間で2015年9月10日に締結したCMS基本契約書に基づくNTTファイナンスからの借入れにより賄うことを予定しており、NTTファイナンスは、上記の公開買付者に対する貸付けを、NTTファイナンスの保有する現預金、社債若しくはコマーシャルペーパーの発行により調達する資金及び/又は金融機関からの借入金(①株式会社三菱UFJ銀行との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、②株式会社みずほ銀行との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約

書に基づく借入金、③株式会社三井住友銀行との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、④農林中央金庫との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金及び⑤三井住友信託銀行株式会社との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金等)を原資として行うことを予定しているとのことであり、当社としても当該CMS基本契約書及び上記①乃至⑤の借入に係る各タームローン契約書を確認することにより、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年10月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年11月下旬以降を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行ったうえで、2025年12月下旬以降を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(2)端数処理の方法に関する事項」の「① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2025年9月29日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4.000円を乗じた金額となる予定です。

当社は、以下の点等から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公

開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により当社 株式の売却の機会を提供するものであると判断しております。

- (ア) 下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されている大和証券による当社株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法による算定結果の上限を上回っており、類似会社比較法による算定結果の範囲内であり、かつ、レンジの中央値を上回っており、DCF法による算定結果の範囲内であること。また、当社が大和証券から、本公開買付価格である1株当たり4,000円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオン(大和証券)を取得していること。
- (イ) 下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)におけるプルータス・コンサルティングによる当社株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回っており、DCF法による算定結果の範囲内であり、かつ、レンジの中央値を上回っていること。また、本特別委員会がプルータス・コンサルティングから、本公開買付価格である1株当たり4,000円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)を取得していること。
- (ウ) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月7日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値の2,991.5円に対して33.71%、同日までの過去1ヶ月間(2025年4月8日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,663円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)に対して50.21%、同日までの過去3ヶ月間(2025年2月10日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,765円に対して44.67%、同日までの過去6ヶ月間(2024年11月8日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,858円に対して39.96%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、本公開買付価格のプレミアムは、本取引が親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした取引であることから、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「M&A指針」といいます。)を公表した2019年6月28日以降に公表された、親会社による上場子会社に対する非公開化を目的とした公開買付けの事例78件における、過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアム水準(対過去1ヶ月間:40.59%、対過去3ヶ月間:40.32%、対過去6ヶ月間:38.72%)に照らして、遜色ない水準にあるものと認められること。
- (エ) 当社の長期の株価推移に照らして、直近25年における当社株式の場中最高値3,258円 (2025年2月6日) を超える価格であること。

- (オ) 下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられており、一般株主の利益が確保されていると認められること。
- (カ)本公開買付価格は、当社において、下記「(4)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、当社及び公開買付者から独立した本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で真摯に交渉を重ねた上で合意された価格であること。
- (キ) 当社における独立した本特別委員会から取得した本答申書において、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると判断されていること。

また、当社は、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開 買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決議した2025年7月 24日付の当社取締役会の決議時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件 に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理により当社の株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社は、公開買付者が当社の支配株主(親会社)であり、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、公開買付者と当社の公開買付者以外の株主との間で構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けの段階から本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するために、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

なお、公開買付者は、2025年5月8日時点において、当社株式809,677,800株(所有割合:57.73%)を所有していたため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、

かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の買付予定数の下限を設定していないとのことですが、公開買付者及び当社において以下の措置が講じられていることから、公開買付者及び当社としては、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2025年5月7日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(野村證券)」といいます。)を取得したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

また、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

(ii) 算定の概要

野村證券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価が存在することから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は、野村證券から2025年5月7日付で本株式価値算定書(野村證券)を取得したとのことです。

野村證券により上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 2,623円から2,964円 類似会社比較法 : 3,279円から3,792円 DCF法 : 2,655円から4,952円 市場株価平均法では、2025年5月2日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値2,964円、直近5営業日の終値単純平均値2,870円、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,623円、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,790円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値2,849円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を2,623円から2,964円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を3,279円から3,792円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社より提供され、公開買付者が確認した事業計画(当社から受領した事業計画にフリー・キャッシュフローは含まれていないとのことです。)における収益や投資計画、当社へのインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2025年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を2,655円から4,952円と算定しているとのことです。なお、DCF法の前提とした当社グループの事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年3月期にデータセンター設備に係る売却益の計上に伴い営業利益及びEBITDAの大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味されていないとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書(野村證券)における当社の株式価値の算定結果に加え、2025年2月上旬から2025年3月中旬まで実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2025年5月8日、本公開買付価格を4,000円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である4,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年5月7日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,991.5円に対して33.71%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,663円に対して50.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,765円に対して44.67%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,858円に対して39.96%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

- ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得
 - (i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び当社グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対して、当社の株式価値の算定及び本公開買付価格を含む本取引における取引条件について当社の少数株主にとっての財務的見地からの公正性に関する意見表明を依頼し、2025年5月7日付で、本株式価値算定書(大和証券)及び本フェアネス・オピニオン(大和証券)を取得いたしました。なお、大和証券は、公開買付者及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、大和証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案のうえ、上記の報酬体系により大和証券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しました。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

大和証券は、複数の算定手法の中から当社株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価法、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法及び当社業績の内容や予想等を評価に反映するためにDCF法を算定方法として用いて当社の1株当たりの株式価値の分析を行い、当社は、2025年5月7日付で大和証券より本株式価値算定書(大和証券)を取得しました。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 2,663円から2,991.5円 類似会社比較法 : 3,229円から4,627円 DCF法 : 2,768円から5,626円

市場株価法では、2025年5月7日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値2,991.5円、直近1ヶ月間(2025年4月8日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,663円、直近3ヶ月間(2025年2月10日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,765円及び直近6ヶ月間(2024年11月8日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,858円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を2,663円~2,991.5円と算定しております。

類似会社比較法では、当社を、当社グループ (NTT DATA, Inc.を除きます。以下「国内事業等」といいます。) 及びNTT DATA, Inc.に分類し、さらにNTT DATA, Inc.については、海外事業等及

びデータセンター事業に分類して事業価値算定を行うサム・オブ・ザ・パーツ分析(以下「SoTP分析」といいます。)を実施いたしました。国内事業等については、日本電気株式会社、富士通株式会社、株式会社野村総合研究所、TIS株式会社、SCSK株式会社、BIPROGY株式会社、株式会社DTS、株式会社NSD及び株式会社電通総研を相対的に類似する事業を手掛ける上場会社として選定いたしました。海外事業等については、Computacenter plc、Sopra Steria Group SA、Indra Sistemas, S.A.及びKontron AGを相対的に類似する事業を手掛ける上場会社として選定いたしました。データセンター事業については、Equinix、Inc.及びDigital Realty Trust、Inc.を相対的に類似する事業を手掛ける上場会社として選定いたしました。そのうえで、国内事業等、海外事業等、及びデータセンター事業の各事業において、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて、各事業の事業価値を算定し合算することで当社の事業価値を算定し、当社株式の1株当たり価値の範囲を3,229円~4,627円までと算定しております。

DCF法についてもSoTP分析を実施し、当社が2026年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の事業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たり価値の範囲を2,768円~5,626円までと算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストを採用し、国内事業等では5.6%~6.6%、海外事業等では8.3%~9.4%、データセンター事業では8.2%~9.1%としております。

継続価値の算定についてはEV/EBITDA倍率によるエグジット・マルチプル法及び永久成長法を採用し、エグジット・マルチプルを国内事業等では9.1倍~11.1倍、海外事業等では5.6倍~7.6倍、データセンター事業では20.7倍~24.7倍とし、永久成長率を国内事業等では1.0%~2.0%、海外事業等では3.5%~4.5%、データセンター事業では3.5%~4.5%として算定しております。

なお、大和証券がDCF法による分析に用いた事業計画においては、対前期比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、国内事業等においては、2028年3月期に、売上高の増加と運転資本の増減額の減少を見込んでいることに伴い、フリー・キャッシュフローの大幅な増加(2028年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比36%)を見込んでおります。

海外事業等においては、2026年3月期及び2027年3月期に新規大規模顧客の獲得施策や、グローバル規模で需要が大きいGenerative AI、クラウド、セキュリティ等のソリューション・サービスを世界中に展開する施策を実施することにより、営業利益及びEBITDAの大幅な増益(2026年3月期営業利益:対前期比200%、2026年3月期EBITDA:対前期比53%、2027年3月期営業利益:対前期比51%、2027年3月期においては、売上高が増加に転じたことによる運転資本の増加によりフリー・キャッシュフローの減少(2027年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比▲36%)を見込んでおります。

データセンター事業においては、2026年3月期にデータセンター設備に係る売却益の計上に伴い

営業利益及びEBITDAの大幅な増加(2026年3月期営業利益:対前期比215%、2026年3月期 EBITDA:対前期比122%)を見込んでおります。一方、2027年3月期は、事業としては引き続き成 長を計画するものの、データセンター設備に係る売却額の計上額が大きい前期比では、営業利益、 EBITDA、フリー・キャッシュフローの減少 (2027年3月期営業利益:対前期比▲46%、2027年3 月期EBITDA:対前期比▲28%、2027年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比▲53%) を見 込んでおります。2028年3月期及び2029年3月期は、新規データセンターの竣工や稼働率の上昇を 見込んでいることから営業利益の大幅な増加(2028年3月期営業利益:対前期比30%、2029年3 月期営業利益:対前期比29%) を見込んでおり、財務健全性を踏まえた設備投資額の減少によりフリ ー・キャッシュフローについても大幅な増加(2028年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比 67%、2029年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比37%)を見込んでおります。2032年3 月期は、設備投資額の増加やデータセンター設備に係る売却金額を計上しないことを見込んでいるこ とから、フリー・キャッシュフローの大幅な減少(2032年3月期フリー・キャッシュフロー:対前 期比▲87%)を見込んでいるものの、2030年3月期は、データセンター設備に係る設備投資額の減 少により、2031年3月期は、売上高、営業利益、EBITDAの増加及び設備投資額の減少により、 2033年 3 月期、2034年 3 月期は、売上高、営業利益、EBITDAの増加により、それぞれフリー・キ ャッシュフローの増加(2030年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比98%、2031年3月期 フリー・キャッシュフロー:対前期比5.313%、2033年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期 比199%、2034年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比55%)を見込んでおります。

大和証券がDCF法による分析に用いた当社作成の事業計画においては、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味しておりません。

なお、DCF法で算定の前提とした当社財務予測の数値は以下のとおりです。

(単位:百万円)

国内事業等	2026年3月期	2027年3月期 2028年3月			
売上収益	1,884,000	2,013,000	2,160,000		
営業利益	215,000	245,000	303,000		
EBITDA	371,000	401,000	459,000		
フリー・キャッシュフロー	132,522	117,996	160,390		

(単位:百万円)

海外事業等	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期
売上収益	2,510,000	2,665,000	2,824,000
営業利益	85,000	128,000	165,000
EBITDA	158,000	201,000	238,000
フリー・キャッシュフロー	155,133	99,622	122,101

(単位:百万円)

データセンター事業	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期	2032年 3月期	2033年 3月期	2034年 3月期
売上収益	542,725	470,124	562,091	625,058	625,540	718,157	740,000	784,000	872,000
営業利益	222,037	119,000	155,000	200,000	174,000	205,000	186,000	197,000	226,000
EBITDA	304,037	218,000	274,000	328,000	315,000	367,000	363,000	387,000	428,000
フリー・キャッシュ フロー	(245,161)	(375,556)	(123,603)	(77,800)	(1,651)	86,045	11,080	33,156	51,378

(iii) 本フェアネス・オピニオン (大和証券) の概要

当社は、2025年5月7日付で、大和証券から、本公開買付価格である1株当たり4,000円が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものと考える旨の本フェアネス・オピニオン(大和証券)を取得いたしました(注12)。なお、本フェアネス・オピニオン(大和証券)は事業見通しを含む財務情報の分析及び検討並びに本特別委員会との質疑応答を経て、大和証券により実施された当社株式の価値算定結果の検討に加え、本公開買付けに賛同するに至る経緯・背景に係る当社及び本特別委員会との質疑応答を踏まえたものであり、大和証券のフェアネス・オピニオン承認会議によって作成・提出の承認を受けています。

(注12) 大和証券は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)記載の意見を述べるにあたり、大和証券が分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)記載の意見を述べるにあたり、当社に関して大和証券に開示されていない当

社の企業価値に影響を及ぼすような事象が、本フェアネス・オピニオン(大和証券)記載の意見を述べる日付時点で発生していないことを前提としております。大和証券は、当社及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用法令の下における当社及びそれらの関係会社の支払能力又は信用力についても評価を行っておりません。大和証券は、当社及びそれらの関係会社のいかなる財産又は設備の実地の見分を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)記載の意見を述べるにあたり、大和証券に提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しています。大和証券は、大和証券に提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、これらの作成又は提供日付以降、当社の資産、財務状況、事業又は将来予測に重大な影響を及ぼす状況の変化はないことを前提にしています。大和証券は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)記載の意見の表明及びその前提となる分析を行うにあたって、業界状況、一般的なビジネス及び経済の状況並びにその他の事項について多数の前提を置いており、その多くは、当社及び公開買付者が制御できないものです。大和証券の当該分析に含まれる全ての予測は、必ずしも将来の結果や実際の価値を示すものではなく、かかる結果や価値は、当該予測によって示唆されるものに比して大幅に良くも悪くもなり得るものです。

大和証券は、本公開買付けの実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本公開買付けにより期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としています。大和証券は、本公開買付けの実行に関する当社の意思決定、あるいは本公開買付けと他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、法律、会計及び税務のいずれの専門家でもなく、本公開買付けに関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。

大和証券は、本公開買付けに関するアドバイザリー業務(以下「本アドバイザリー業務」といいます。)提供の対価として、既に受領済みの手数料に加え手数料を受領する予定で

す。当社は、大和証券の本アドバイザリー業務に関連して生じ得る一定の責任について補償することに同意しています。大和証券及びその関係会社は、当社及び公開買付者並びにそれらの関係会社に対して、有償で、有価証券関連サービスを含む投資・金融サービスを提供し又は今後提供することがあります。また、大和証券及びその関係会社は、当社及び公開買付者並びにそれらの関係会社の有価証券及び金融派生商品を含む金融商品を、自己又は顧客の勘定で取引又は保有することがあります。

本フェアネス・オピニオン(大和証券)は、当社取締役会が本公開買付価格を検討するための参考情報として利用することを唯一の目的として作成されたものです。大和証券は、当社又は当社の取締役会に対して特定の買付価格について推奨するものではなく、また、特定の買付価格が唯一適切な買付価格であることについて推奨するものではありません。また、当社は、大和証券の書面による事前の同意なく、本フェアネス・オピニオン(大和証券)を第三者に開示、伝達又は参照させることはできません。本フェアネス・オピニオン(大和証券)記載の意見は、当社取締役会以外の第三者に宛てられるものではなく、当該第三者はいかなる目的においても、これを信頼し又はこれに依拠することはできません。さらに、本フェアネス・オピニオン(大和証券)に記載された大和証券の意見は、当社の普通株主に対して本公開買付けに関する議決権等の株主権の行使、当社株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)において、公開買付者及びその関係会社を除く当社の普通株主にとって本公開買付価格が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、公開買付者及びその関係会社を除く当社の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)において、本公開買付価格の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は当社の本公開買付けに関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)の日付以降に取引される当社の普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものでもありません。大和証券は、本公開買付価格に関して、本公開買付けに関わるいかなる役員、取締役又は従業員、又は同様の者が受け取る予定のいかなる報酬の額や性質が公正であるか否かについて、意見を述べるものではありません。大和証券は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)を作成するにあたり、当社の全部又はいかなる部分の買収についても、公開買付者以外の第三者が関心を示すよう勧誘を行う権限

を、当社又は当社取締役会から与えられておらず、また過去に当該勧誘を行っておりません。

本フェアネス・オピニオン(大和証券)に記載された大和証券の意見は、本フェアネス・オピニオン(大和証券)の日付現在における金融、経済、市場その他の状況を前提とし、当該日付現在までに大和証券が入手可能な情報に依拠しています。また、本フェアネス・オピニオン(大和証券)に記載された大和証券の意見は今後の状況の変化に伴い影響を受ける可能性がありますが、大和証券はその意見を更新、修正又は再確認する義務を負いません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付者及び当社グループから独立した法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けております。

また、下記「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所の独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任の承認を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、公開買付者及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における独立した検討体制の構築

上記「1.株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2024年11月1日に本取引の実施に向けた検討を開始した旨の通知を受領した時点以降、公開買付者からの独立性が認められる当社役職員6名(全取締役11名のうち1名(監査等委員でない取締役)、職員5名)で構成される検討体制を構築し、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に当社グループ以外の公開買付者

グループ各社の役職員を兼任する当社の役職員のみならず、直近まで当社グループ以外の公開買付者グループ各社の役職員であった当社の役職員も原則として関与させないこととしており、かかる取扱いを 継続しております。

なお、当社の取締役のうち、中山和彦氏は、1989年の公開買付者への入社時から2023年6月まで公 開買付者又は当社グループ以外の公開買付者グループ各社に在籍しており、当社グループ以外の公開買 付者グループを離れてからの期間が2年に満たないことから、公開買付者からの独立性という観点から の検討が必要となるものの、当社のCFOとして、2026年3月期の事業計画及び財務戦略の実行管理を 主導する立場であり、かつ、これらの実行管理を適切に行うためには、2026年3月期の事業計画策定 に関する情報収集等に関与することが必要不可欠で代替できないこと、既に当社グループ以外の公開買 付者グループに籍を有しておらず、現時点で当社グループ以外の公開買付者グループに対して善管注意 義務等を負っているものではなく、公開買付者との間に利益相反関係が存在するものではなく、公開買 付者から指示を受ける立場にもないこと、M&A指針においても、過去に公開買付者の役職員であった 者はその一事をもって全て除外されるべきとまで考える必要はないとされていること等から、公開買付 者との関係で利益相反のおそれは小さいと判断できることを勘案し、原則として本取引の検討・交渉 (本取引に関する取締役会の審議・決議を含みます。) には関与させないものの、当社株式の価値評価の 基礎となる2026年3月期から2028年3月期まで(データセンター事業については2026年3月期から 2034年3月期まで)を対象年度とする事業計画のうち、2026年3月期の事業計画についての検討にの み関与させることといたしました(但し、事業計画の実行管理のために必要な情報収集を目的とした関 与行為に限ります。)。但し、中山和彦氏の関与に際しては、公正性を担保するため、当社が、本特別委 員会に対し、中山和彦氏の関与状況について適時適切に報告することとし、本特別委員会が中山和彦氏 の関与によって公正性等の見地から問題が生じているか又はそのおそれがあると判断する場合には、当 社に対し、中山和彦氏の関与の中止又は是正等を勧告するものといたしました。その結果、当社による 当該報告は適時適切に行われており、本特別委員会から中山和彦氏の関与の中止又は是正等の勧告は行 われておりません。なお、中山和彦氏には事業計画の策定に関する決定権を付与せず、同氏が策定に関 与した事業計画の原案については、その内容について当社の代表取締役社長である佐々木裕氏が確認し たうえ、最終的に決定するものといたしました。その結果、中山和彦氏が策定に関与した事業計画を含 む事業計画の全体について、佐々木裕氏が確認したうえ、最終的に決定されております。加えて、当該 事業計画は、その作成過程において、本特別委員会に対して作成中の事業計画案の内容、重要な前提条 件及び作成経緯等について説明が行われるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作 成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を得ております。

また、当社の監査等委員である坂本英一氏は、1986年の公開買付者への入社時から2024年6月まで公開買付者又は当社グループ以外の公開買付者グループ各社に在籍し、2018年6月から2020年6月ま

で公開買付者の取締役を務め、また、その後2020年10月から2024年3月まで公開買付者の子会社である西日本電信電話株式会社の代表取締役副社長を務めており、当社グループ以外の公開買付者グループを離れてからの期間が1年に満たないことから、構造的な利益相反の問題を可能な限り排除するために、本取引の検討・交渉(本取引に関する取締役会の審議・決議を含みます。)には一切関与させておりません。

これに加えて、当社の取締役であったPatrizio Mapelli氏については、これまで公開買付者又は当社グループ以外の公開買付者グループ各社に在籍したことはありませんでしたが、2025年4月18日に公開買付者から当社に対し、同氏を公開買付者の取締役候補者(2025年6月開催予定の公開買付者の定時株主総会に上程予定)として推薦する予定である旨通知がありました。当該通知を踏まえまして、当社は、2025年4月18日以降、同氏に関する構造的な利益相反の問題を可能な限り排除するために、本取引の検討・交渉(本取引に関する取締役会の審議・決議を含みます。)には一切関与させておりません。

また、事業計画の策定に関する検討には、2024年6月30日まで当社グループ以外の公開買付者グループの従業員であった当社の従業員(1名)が参加しているものの、当該従業員は、当社グループの連結決算の策定並びに会計制度及び税務を統括する役職にあり、当社における定量面での検討に精通しており、当社グループの事業計画の策定に不可欠かつ当社の他の役職員により代替できないこと、既に当社グループ以外の公開買付者グループに籍を有しておらず、公開買付者から指示を受ける立場になく、公開買付者との間に利益相反関係が存在するものではないこと、M&A指針においても、過去に公開買付者の役職員であった者はその一事をもって全て除外されるべきとまで考える必要はないとされていること等から、公開買付者との関係で利益相反のおそれは小さいと判断できることを勘案し、事業計画の策定に関する検討に限り関与させることといたしました。さらに、当該事業計画は、その作成過程において、本特別委員会に対して作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を得ております。

以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)は中村・角田・松本法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

- ⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
 - (i) 設置等の経緯

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、2024年12月24日に開催され

た取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしましたが、かかる本特別委員会の設置に 先立ち、当社は、2024年11月下旬から、公開買付者から独立した立場で、当社の企業価値の向上及 び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制 を構築するため、中村・角田・松本法律事務所の助言も得つつ、公開買付者との間で重要な利害関係 を有しない当社の社外取締役に対して、公開買付者から本取引の実施に向けた検討を開始した旨の通 知を受けた旨、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に 該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本 取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いた しました。また、当社は、並行して、中村・角田・松本法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の 委員の候補となる当社の社外取締役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、公開買付者 との間で重要な利害関係を有していないこと、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる 重要な利害関係を有していないことについても確認を行いました。そのうえで、当社の社外取締役に おいて、中村・角田・松本法律事務所の助言を得つつ、協議した結果、異議がない旨が確認されたこ とから、当社は、グローバルビジネスにおける豊富な経営経験、ITに関する高い見識を有する池史彦 氏(当社独立社外取締役、株式会社りそなホールディングス社外取締役、エーザイ株式会社社外取締 役)、行政実務及び経済学に関する研究や外交を通じて培った、高い見識と豊富な経験を有する藤井 眞理子氏(当社独立社外取締役、東京大学名誉教授、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社 外取締役(2025年6月27日退任))及びグローバルビジネスにおける豊富な経営経験、人財・組織 力の最大化に関する高い見識を有する石黒成直氏(当社独立社外取締役、株式会社リコー社外取締 役)の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました(なお、本特別委員会の委員長には 当社独立社外取締役である池史彦氏が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更してお りません。)。

そのうえで、当社は、上記「1.株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、2024年12月24日の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引の承認を決定しない(本公開買付けに賛同しないことを含む。)こととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i)当社と公開買付者の間で行う取引条件に関する交渉の過程に実質的に影響を与える状況を確保すること(このために、当社取締役会の意向を踏まえ公開買付者との交渉を行う取締役は、本特別委員会に事前に交渉方針を確認し、適時に交渉状況の報告を行い、交渉の重要局面で本特別委員会の意見を聴取し、本特別委員会の指示又は要請を勘案して交渉を行うものとし、本特別委員会は、必要に応じて自ら直接交渉

を行うことができる。)、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、独自のアドバイザーを選任すること(この場合の合理的な費用は当社が負担する。)、及び当社のアドバイザーを指名若しくは承認(事後承認を含む。)し、当社のアドバイザーの独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、当社のアドバイザーに対して専門的助言を求めること、(iii) 適切な判断を確保するために、当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報の説明を求めることについて権限を付与することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役11名のうち、中山和彦氏は過去に公開買付者の執行役員を務めていたこと、坂本英一氏は過去に公開買付者の取締役を務めていたこと等に鑑み、当社取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、中山和彦氏及び坂本英一氏を除く9名の取締役(監査等委員であるものを含みます。)において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定報酬 を支払うものとされております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2024年12月24日より2025年5月7日までの間に合計27回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。具体的には、本特別委員会は、まず、その独立性及び専門性・実績等を検討のうえ、2024年12月24日、公開買付者及び当社グループから独立した独自の法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を、公開買付者及び当社グループから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任する旨を決定いたしました。本特別委員会は、西村あさひ法律事務所及びプルータス・コンサルティングが公開買付者及び当社グループの関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性に問題がないことを確認しております。

また、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに当社の法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しております。

さらに、本特別委員会は、上記「④ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範

囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことを確認のうえ、承認をしております。

そのうえで、本特別委員会は、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言並びに中村・角田・松本 法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措 置について検討を行っております。

本特別委員会は、本取引の実施の背景及び目的、本取引の意義及び本取引実施後の成長戦略、本取引により生じ得るデメリット、公開買付者が本取引を提案するに至った経緯・背景、理由等、本取引後の経営方針、従業員の取扱い、本取引の価格その他の条件、本取引のストラクチャー・手続・条件等に関する質問事項書を複数回にわたり公開買付者に送付し、公開買付者から回答書を受領するとともに、これらの事項について公開買付者にヒアリングを行い、公開買付者から説明を受け、公開買付者との間で質疑応答を行っております。

また、本特別委員会は、当社グループの経営環境、経営課題等、本取引の意義及び本取引実施後の成長戦略、当社株式の上場廃止を含む、本取引により生じ得るデメリット、本取引のタイミング等、本取引実行後の経営方針、従業員の取扱い等に関する質問事項書を複数回にわたり当社に送付し、当社から回答書を受領するとともに、これらの事項について当社にヒアリングを行い、当社から説明を受け、当社との間で質疑応答を行っております。

加えて、本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言も踏ま えつつ、当社の作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受 け、質疑応答を行ったうえで、これらの合理性を確認し、承認をしております。そのうえで、上記 「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオ ンの取得」及び下記「⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータス・コンサルティング及び大和証券 は、当社グループの事業計画の内容を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別 委員会は、プルータス・コンサルティング及び大和証券から、それぞれが実施した当社株式の価値算 定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件 について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行ったうえで、これらの事項について合理性を確認 しております。また、上記「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 及びフェアネス・オピニオンの取得」及び下記「⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関か らの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会は、 2025年5月7日付で、プルータス・コンサルティングから本フェアネス・オピニオン(プルータ ス・コンサルティング)の提出を受け、また、大和証券からは大和証券が当社に提出した本フェアネ ス・オピニオン(大和証券)を受領しておりますが、その際、プルータス・コンサルティング及び大 和証券から、それぞれ本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオン(大和証券)の内容及び重要な前提条件について説明を受け、これを確認しております。

また、本特別委員会は、当社が公開買付者から2025年4月8日に本公開買付価格を1株当たり3,200円とすることを含む提案を、同月15日に本公開買付価格を1株当たり3,400円とすることを含む提案を、同月28日に本公開買付価格を1株当たり3,700円とすることを含む提案を、同月28日に本公開買付価格を1株当たり3,800円とすることを含む提案をそれぞれ受領する度に、当社及び大和証券からその内容、交渉の経緯等について報告を受け、大和証券及びプルータス・コンサルティングから交渉戦略に関する助言を得て、公開買付者に対する回答の内容について検討し、意見を述べたうえ、これを承認するとともに、公開買付者に対して公開買付価格の引上げを要請するべき旨の指示・要請を当社に対して行いました。

その結果、当社は、2025年5月1日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり4,000円とすることを含む提案を受け、結果として、本公開買付価格を、公開買付者の当初提示額である3,200円から4,000円にまで引上げております。

さらに、本特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から、複数回、当社が公表予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、西村あさひ法律事務所からの助言を踏まえながら、上記ドラフトについて、より充実した情報開示がなされるよう当社に要請しました。その結果、本特別委員会は、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、西村あさひ法律事務所から受けた法的見地からの助言、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言並びに2025年5月7日付で提出を受けた本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(a) 答申内容

- i 本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は正当性・合理性を有する と考えられる。
- ii 本取引の条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

- iii 本取引においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- iv 本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v 当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うこと は妥当であると考えられる。

(b) 答申理由

- i 以下の点より、本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は正当性・ 合理性を有すると考えられる。
 - ・本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「④当社取締役会における意思決定に至る過程」の「(ii)判断内容」に記載の当社グループを取り巻く市場環境、及び、当該市場環境下において採るべき成長戦略とその課題に関する認識には、不合理な点は認められない。
 - ・上記認識を前提として、当社は、本取引により公開買付者と当社の少数株主との間の構造的な利益相反関係が解消されることで公開買付者による当社グループへの更なる経営資源の投入が可能になり、かつ、本取引により機動的な投資が可能になると考えているところ、かかる考えについては実現可能性が認められ、また、不合理な点は認められない。
 - ・当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「④当社取締役会における意思決定に至る過程」の「〔(iii)判断内容」に記載の通り、NTT DATA, Inc.に関して機動的な意思決定や投資実行が困難となるリスクがある一方、本取引を通じて、NTT DATA, Inc.の意思決定の体制を整備し、通常の業務執行について当社グループ単独での意思決定を可能とすることで、NTT DATA, Inc.の意思決定を迅速化できると考えているところ、本取引後における公開買付者との協議次第であるが、当社のかかる考えについては、実現可能性が認められ、また、不合理な点は認められない。
 - ・本取引によるデメリットは限定的であると考えられる。
- ii 以下の点より、本取引の条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。
 - ・本公開買付けにより当社株式の全てを取得できなかった場合に予定されている株式売渡請求 又は株式併合の手続は、本取引のような非公開化取引において一般的に採用されている方法 である。また、本取引の対価の種類は金銭であるところ、公開買付者グループと当社グルー

プとではその事業内容等が異なり、当社株主の中には公開買付者株式の取得を望まない者もいると考えられる。以上からすると、本取引の方法及び対価の種類は妥当であると考えられる。

- ・(i) 本公開買付価格である4.000円は、本株式価値算定書(プルータス・コンサルティン グ)における市場株価法及び類似会社比較法による当社株式1株当たりの価値の算定結果の 上限を上回っており、DCF法による同算定結果の範囲内であり、かつ、レンジの中央値を上 回っていること、(ii) 本公開買付価格である4.000円は、本株式価値算定書(大和証券)に おける市場株価法による当社株式1株当たりの価値の算定結果の上限を上回っており、類似 会社比較法による同算定結果の範囲内であり、かつ、レンジの中央値を上回っており、DCF 法による同算定結果の範囲内であること、(iii) 本公開買付価格である4,000円は、直近1ヶ 月間の終値の単純平均値に対して50.21%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対して 44.67%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対して39.96%のプレミアムを加えた価格で あり、本公開買付価格は、親会社による上場子会社の非公開化を目的とした他の公開買付け の事例におけるプレミアム水準に照らして遜色ない水準にあるものと認められること、(iv) 本公開買付価格である4.000円は、直近25年における当社株式の場中最高値3.258円 (2025年2月6日)を超える価格であることが認められること、(v) 当社は、大和証券及 びプルータス・コンサルティングによる当社株式の株式価値の算定に関する中間報告の結 果、並びに、プルータス・コンサルティング及び西村あさひ法律事務所の助言を受けて随時 提供された本特別委員会の意見も踏まえ、公開買付者の影響を排除した公正な手続によって 公開買付者と本公開買付価格の交渉を行った結果、公開買付者の当初提示額より25%引き上 げられた本公開買付価格4.000円で合意に至ったこと、(vi) 本特別委員会はプルータス・コ ンサルティングから、本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)を、当 社は大和証券から、本フェアネス・オピニオン(大和証券)を取得していることに加え、下 記 ||| のとおり、一般株主が享受すべき正当な利益が確保されるために必要な公正な手続が本 取引において履践されたことから、総合的に考慮すると本公開買付価格の公正性・妥当性は 確保されている。
- iii 以下の点より、本取引においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
 - ・以下のとおり、本取引の検討に際しては、本特別委員会の実効性を高める工夫に関する M&A指針の指摘事項に配慮した上で、独立性を有する本特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められる。

- ① 本取引においては、公開買付者からの本取引の提案後、早期の段階から本特別委員会が本取引への関与を開始しており、本取引に係る取引条件の形成過程の初期段階から、本特別委員会が本取引に対して関与する状態が確保されていたことが認められること
- ② 本特別委員会の委員は、それぞれ公開買付者及び当社から独立性を有し、本取引の成否について一般株主と異なる重要な利害関係を有していないことが確認されており、属性にも十分配慮して選定されたものであることが認められること
- ③ 本特別委員会については、本特別委員会の設置の判断、権限と職責の設定、委員の選定や報酬の決定等の決定過程においては、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、当社の独立社外取締役が主体性をもって実質的に関与したことが認められること
- ④ 本特別委員会は、大和証券及びプルータス・コンサルティングによる当社株式の株式価値の算定に関する中間報告を受けた上、当社が公開買付者から2025年4月8日に最初の公開買付価格の提案を受領して以降、当社が公開買付者から公開買付価格の提案を受領する度に、当社及び大和証券からその内容、交渉の経緯等について報告を受け、大和証券及びプルータスから交渉戦略に関する助言を得て、公開買付者に対する回答案の内容について検討し、意見を述べた上で、これを承認するとともに、当社及び大和証券に対して交渉方針に関する指示・要請を行う等しており、本特別委員会は、当社と公開買付者との間の本公開買付価格等の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与したことが認められること
- ⑤ 本特別委員会においては、本取引に関する検討過程において適時に上記各外部アドバイザー等の専門的な助言・意見等を取得しながら、当社の企業価値向上の観点及び一般株主の利益を図る観点から、本取引の目的の合理性、本取引における取引条件の公正性等について、慎重に検討及び協議が行われたことが認められること
- ⑥ 本特別委員会では、非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえた上で、本取引の是非や取引条件の妥当性についての検討・判断が行われる状況が確保されたことが認められること
- ② 本取引の検討について本特別委員会に求められる役割を適切に果たすための報酬が、独立社外取締役としての報酬とは別に、本取引の成否と関係なく支払われることとなっていることを踏まえると、本特別委員会の各委員が時間的・労力的なコミットメントを行いやすく、かつ本取引の成否から独立した立場で判断を行うための環境が整えられていることが認められること
- ⑧ 本取引については、当社取締役会が本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に

- 関する意思決定を行うことが予定されており、かつ、本特別委員会に対していわば本取引に反対する権限を付与する状況と実質的に同様の状況が確保されていることが認められること
- ⑨ 本取引においては、独立した特別委員会が設置され有効に機能したと考えられるため、検討・交渉過程から除外する取締役等の範囲に関して、過去に公開買付者グループの役職員であった者はその一事をもって全て除外されるべきとまで考える必要はなく、また、当社においては、本取引の検討に際して、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した検討体制の構築」に記載の通り、可能な限り公開買付者から独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制を社内に構築したことが認められること
- ・当社は、当社が正式に本取引に関する初期的な意向表明書を受領した2024年12月18日の前である同年11月下旬に、公開買付者及び当社グループからの独立性を有する中村・角田・松本法律事務所を本取引に関するリーガル・アドバイザーに選任し、当社が講ずべき公正性担保措置や特別の利害関係を有し又はそのおそれのある取締役等の考え方の整理等、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、独立した専門的助言を取得していたことが認められる。また、当社は、2024年11月下旬に、公開買付者及び当社グループからの独立性を有し、公開買付者との価格交渉等に関するサービスについて豊富な経験及び高い専門性を有する大和証券を本取引のファイナンシャル・アドバイザーに選定し、本取引のストラクチャーや代替手段、代替取引の検討、価格交渉等についての助言を得たほか、同社に対して当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年5月7日付で本株式価値算定書(大和証券)を取得しており、これを本取引に関する判断の基礎としたことが認められる。
- ・本取引においては、公開買付者の当社株式の所有割合は既に57.73%となっており、かかる所有割合に照らすと、本取引においては真摯な対抗提案が行われる可能性は小さいと考えられるため、本取引はマーケット・チェックを実施する意義が乏しい場合に該当すると考えられる。また、当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っていない。その上で、本取引においては、公開買付期間が法令に定められた最短期間である20営業日を超える30営業日に設定されている。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、一般株主が本取引の是非や取引条

件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行うための期間が確保されていると評価できる。

- ・本取引では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定される予定はないが、公開買付者が当社株式の57.73%を所有しているところ、その状況下においてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けが成立しない可能性も相当に高まり取引が不安定になることで、応募する一般株主の利益に資さない可能性が認められることに加え、各公正性担保措置が講じられていることから、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと認められる。
- ・本特別委員会は、当社の本公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するプレスリリースのドラフトについて、複数回における本特別委員会で、西村あさひ法律事務所、プルータス・コンサルティング、中村・角田・松本法律事務所及び大和証券の助言を受けつつ検討を行い、より充実した情報の開示がなされるよう当社に要請した。
- ・本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされているといえ、手続の公正性の確保に資する対応が取られていると認められる。
- iv 上記 i 乃至 iii のとおり、本取引においては公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされていると考えられるから、本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- v 上記i 乃至iii のとおり、本取引の目的は正当性・合理性を有し、本取引の条件の公正性・妥当性は確保されており、本取引においては公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられるから、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは妥当であると考えられる。
- ⑥ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得
- (i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために、公開買付者及び当社グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対して、当社株式の価値算定及び本公開買付価格を含む本取引における取引条件について当社の少数株主にとっての財務的見地からの公正性に関する意見表明を依頼し、2025年5月7日付で、本株式価値算定書(プルータス・コンサル

ティング) 及び本フェアネス・オピニオン (プルータス・コンサルティング) を取得いたしました。 プルータス・コンサルティングは、公開買付者及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公 開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るプルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

プルータス・コンサルティングは、複数の算定手法の中から当社株式価値算定にあたり採用すべき 算定手法を検討のうえ、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価 することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、 市場株価が存在することから市場株価法、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較に よる当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社業績の内容や予想等を 評価に反映するためにDCF法を算定方法として用いて当社株式の株式価値の算定を行い、本特別委員 会は、2025年5月7日付でプルータス・コンサルティングより本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)を取得しました。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 2,663円から2,991.5円 類似会社比較法 : 2,648円から3,611円 DCF法 : 2,609円から4,476円

市場株価法では、2025年5月7日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における基準日の終値2,991.5円、直近1ヶ月間(2025年4月8日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,663円、直近3ヶ月間(2025年2月10日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,765円及び直近6ヶ月間(2024年11月8日から2025年5月7日まで)の終値単純平均値2,858円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を2,663円~2,991.5円と算定しております。

類似会社比較法では、SoTP分析を実施いたしました。国内事業等については、富士通株式会社、日本電気株式会社、株式会社野村総合研究所、SCSK株式会社、TIS株式会社、BIPLOGY株式会社及び日鉄ソリューションズ株式会社を相対的に類似する事業を手掛ける上場会社として選定いたしました。海外事業等については、Capgemini SE、Cognizant Technology Solutions Corp、HCL Technologies Ltd、Wipro Ltd、Computacenter PLC、CACI International Inc、Atea ASA、及びSoftwareOne Holding AGを相対的に類似する事業を手掛ける上場会社として選定いたしまし

た。データセンター事業については、Equinix Inc、Digital Realty Trust Inc、及びDigitalBridge Group Incを相対的に類似する事業を手掛ける上場会社として選定いたしました。そのうえで、国内事業等、海外事業等、及びデータセンター事業の各事業において、事業価値に対するEV/EBIT及び EV/EBITDAの倍率(データセンター事業はEV/EBITDAの倍率のみ)を用いて、各事業の事業価値を 算定し合算することで当社の事業価値を算定し、当社株式の 1 株当たり価値の範囲を 2,648 円~ 3,611 円までと算定しております。

DCF法においても、SoTP分析を実施し、国内事業等、海外事業等及びデータセンター事業の財務予測ごとに価値評価を行っており、当社が作成した事業計画を基に、国内事業等及び海外事業等における2026年3月期から2028年3月期までの3期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素、並びにデータセンター事業における2026年3月期から2034年3月期までの9期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュフローを事業ごとの一定の割引率で現在価値に割り引いて各事業の事業価値を算定し、その各事業価値を合算することで当社の事業価値を算出した上で、当社株式の1株当たり価値の範囲を2,609円~4,476円までと算定しております。なお、割引率は、国内事業等では7.5%~8.1%、海外事業等では7.3%~8.0%、データセンター事業では7.4%~10.0%を採用しております。継続価値の算定については国内事業等、海外事業等、及びデータセンター事業の各事業において倍率法を採用し、倍率はEV/EBIT及びEV/EBITDAの倍率(データセンター事業はEV/EBITDAの倍率のみ)をそれぞれ採用し、それぞれ国内事業等では12.2倍~14.7倍及び9.5倍~10.9倍、海外事業等では9.8倍~11.5倍及び7.9倍~9.0倍、データセンター事業では15.6倍~19.7倍としております。

プルータス・コンサルティングがDCF法の算定の前提とした当社作成の事業計画に基づく連結財務 予測は以下のとおりです。なお、当社作成の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業 年度が含まれております。

具体的には、国内事業等においては、2028年3月期に、売上高の増加を見込んでいることに伴い、フリー・キャッシュフローの大幅な増加(2028年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比32%)を見込んでおります。

海外事業等においては、2027年3月期に新規大規模顧客の獲得施策や、グローバル規模で需要が大きいGenerative AI、クラウド、セキュリティ等のソリューション・サービスを世界中に展開する施策を実施することにより、営業利益の大幅な増益(2027年3月期営業利益:対前期比51%)を見込んでおりますが、売上高が増加に転じたことによる運転資本の増加によりフリー・キャッシュフローの減少(2027年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比▲41%)を見込んでおります。2028年3月期は上記の施策を背景としたフリー・キャッシュフローの増加(2028年3月期フリー・

キャッシュフロー:対前期比49%)を見込んでおります。

データセンター事業においては、2027年3月期は、事業としては引き続き成長を計画するものの、 データセンター設備に係る売却額が大きい前期比では、営業利益及びフリー・キャッシュフローの減 少(2027年3月期営業利益:対前期比▲46%、2027年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期 比▲30%) を見込んでおります。2028年3月期及び2029年3月期は新規データセンターの竣工や 稼働率の上昇を背景として、2028年3月期については営業利益の大幅増加(2028年3月期営業利 益:対前期比30%)、また両年度については財務健全性を踏まえた設備投資額の減少によるフリー・ キャッシュフローの増加(2028年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比65%、2029年3月 期フリー・キャッシュフロー:対前期比37%)を見込んでおります。2032年3月期は、設備投資額 の増加やデータセンター設備に係る売却金額を計上しないことを見込んでいることから、フリー・キ ャッシュフローの大幅な減少(2032年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比▲72%)を見込 んでいるものの、2030年3月期は、データセンター設備に係る設備投資額の減少により、2031年3 月期は、売上高、営業利益、EBITDAの増加及び設備投資額の減少により、2033年3月期及び2034 年3月期は、売上高、営業利益、EBITDAの増加により、それぞれフリー・キャッシュフローの増加 (2030年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比116%、2031年3月期フリー・キャッシュフ ロー:対前期比646%、2033年3月期フリー・キャッシュフロー:対前期比75%、2034年3月期 フリー・キャッシュフロー:対前期比34%)を見込んでおります。また、本取引実行により実現する ことが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体 的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味しておりません。

なお、DCF法で算定の前提とした当社財務予測の数値は以下のとおりです。

(単位:百万円)

国内事業等	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	
売上収益	1,884,000	2,013,000	2,160,000	
営業利益	215,000	245,000	303,000	
EBITDA	371,000	401,000	459,000	
フリー・キャッシュフロー	145,080	119,819	158,210	

(単位:百万円)

海外事業等	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	
売上収益	2,510,000	2,665,000	2,824,000	
営業利益	85,000	128,000	165,000	
EBITDA	158,000	201,000	238,000	
フリー・キャッシュフロー	104,517	61,869	91,976	

(単位:百万円)

データセンター事業	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期	2032年 3月期	2033年 3月期	2034年 3月期
売上収益	542,725	470,124	562,091	625,058	625,540	718,157	740,000	784,000	872,000
営業利益	222,037	119,000	155,000	200,000	174,000	205,000	186,000	197,000	226,000
EBITDA	304,037	218,000	274,000	328,000	315,000	367,000	363,000	387,000	428,000
フリー・キャッシュ フロー	(270,799)	(351,365)	(123,322)	(77,685)	12,147	90,636	25,656	44,819	60,039

(iii) 本フェアネス・オピニオン (プルータス・コンサルティング) の概要

本特別委員会は、2025年5月7日付で、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格である1株当たり4,000円は当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)を取得しております(注13)。本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)は、当社が作成した事業計画に基づく株式価値算定の結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり4,000円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)は、プルータス・コンサルティングが、当社から、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での当社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注13) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)を作成するに当たって当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに当社から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としております。プルータス・コンサルティングはその正確性、完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではありません。したがって、プルータス・コンサルティングはこれらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負いません。

プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)の基礎資料として用いた事業計画その他の資料は、当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではありません。

プルータス・コンサルティングは、法律、会計又は税務の専門機関ではありません。したがってプルータス・コンサルティングは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもありません。

プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。したがって、プルータス・コンサルティングは当社及びその関係会社の支払能力についての評価も行っておりません。

本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)は、当社が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものです。したがって、本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)は、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)は、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではありません。したがって、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)に依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。

プルータス・コンサルティングは、当社への投資等を勧誘するものではなく、その権限 も有しておりません。したがって、本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)は株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではありません。

本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)は、本公開買付価格が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)の提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにプルータス・コンサルティングに供され又はプルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータス・コンサルティングはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。

本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)は、本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)に明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

⑦ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

上記「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、公開買付者及び当社グループから独立した法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本特別委員会における本諮問事項に関する検討及び審議に関する法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所は、公開買付者及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。西村あさひ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑧ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

当社は、中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書(大和証券)及び本フェアネス・オピニオン(大和証券)、本特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオン(プルータス・コンサルティング)、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容並びにその他の関連資料を踏まえ、公

開買付者による本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「1.株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、2025年5月8日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役11名のうち、中山和彦氏は過去に公開買付者の執行役員を務めていたこと、坂本英一氏は過去に公開買付者の取締役を務めていたこと、Patrizio Mapelli氏は2025年6月開催予定の公開買付者の定時株主総会において公開買付者の取締役候補者として上程される予定であったことに鑑み、当社取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、中山和彦氏、坂本英一氏及びPatrizio Mapelli氏を除く8名の取締役(監査等委員であるものを含みます。)において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っております。

また、当社の取締役のうち中山和彦氏、坂本英一氏及び当社の取締役であったPatrizio Mapelli氏は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議(Patrizio Mapelli氏については、同氏を公開買付者の取締役候補者(2025年6月開催予定の公開買付者の定時株主総会に上程予定)として推薦する予定である旨の通知が公開買付者から当社宛にあった2025年4月18日以降に行われた審議及び決議)には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉(Patrizio Mapelli氏については、同氏を公開買付者の取締役候補者(2025年6月開催予定の公開買付者の定時株主総会に上程予定)として推薦する予定である旨の通知が公開買付者から当社宛にあった2025年4月18日以降に行われた協議及び交渉)に参加しておりません。

⑨ 取引保護条項の不存在

当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑩ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置 公開買付者は、本公開買付けの実施についての公表日時点において、本意見表明プレスリリースの 「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、株式売渡請求をすること又は株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(当社及び公開買付者を除きます。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期間である30営業日としているとのことです。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

- 4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
 - (1) 本公開買付け
 - 「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025年5月9日から2025年6月19日までを公開買付期間として当社株式を対象とする本公開買付けを行い、その結果、2025年6月26日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式1,146,475,573株(所有割合81.75%)を所有するに至りました。
 - (2) 連結子会社における固定資産(データセンター)の譲渡

当社は、2025年5月8日に公表した「連結子会社における固定資産(データセンター)の譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、同日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるNTT Limited配下の資産保有会社が保有する6つのデータセンター資産(以下「本対象資産」といいます。)について、2025年5月8日現在において今後シンガポール証券取引所へ新規上場を予定しておりましたシンガポール法上の不動産投資信託であるNTT DC REITへの譲渡(以下「本データセンター譲渡」といいます。)を決議いたしました。

その後、2025年6月27日に公表した「(開示事項の経過)連結子会社における固定資産(データセン

ター)の譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年6月27日付で本データセンター譲渡にかかる 売買契約を締結し、2025年7月14日付で本対象資産の引渡しを実施いたしました。2025年5月8日 に公表した「連結子会社における固定資産(データセンター)の譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、本対象資産の帳簿価格は総額852億円(557百万米ドル)となりましたが、2025年7月7日に公表した「(開示事項の経過)連結子会社における固定資産(データセンター)の譲渡に関するお知らせ」に記載のとおり、本対象資産の譲渡価格は総額2,407億円(1,573百万米ドル)から総額2,295億円(1,500百万米ドル)に変更となり、それに伴い、本対象資産の譲渡益は総額1,554億円(1,016百万米ドル)から総額1,443億円(943百万米ドル)に変更となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更定款案のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法 第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数を20株に減少する定款の変更をしたものと みなされます。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款 第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条(自己株式の取得)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条(単元株式数)及び現行定款第9条(単元未満株式についての権利)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有するものは公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づく場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条(招集)第4項を削除するものであります。
- (5) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有するものは公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更の効力は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年9月30日に発生するものといたします。

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)
変更定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>20</u> 株とす る。
<削除>
<削除>
<削除>

第10条~第11条(条文省略)

第7条~第8条(現行どおり)

(招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨 時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会 の決議に基づいて、社長が招集する。
 - 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締 役会において定めた順序により、他の取締役 が招集する。
 - 3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにお いて開催する。
 - 4 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生 等により、場所の定めのある株主総会を開催 することが適切でないと取締役会が決定した ときには、株主総会を場所の定めのない株主 総会とすることができる。

第13条(条文省略)

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、電子提 供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部又は一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。

第15条~第30条(条文省略)

(招集)

- 第9条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨 時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会 の決議に基づいて、社長が招集する。
 - 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締 役会において定めた順序により、他の取締役 が招集する。
 - 3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにお いて開催する。

<削除>

第10条 (現行どおり)

<削除>

第11条~第26条 (現行どおり)

以上

X	Ŧ		

X	モ		

株主総会会場ご案内図

日 時 2025年8月29日 (金曜日) 午前11時 (受付開始時刻は、午前10時30分を予定しております)

会 場

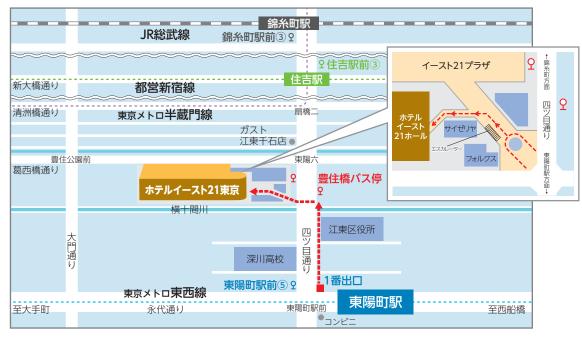
東京都江東区東陽六丁目3番3号

ホテルイースト21東京 1階 イースト21ホール

会場内には、熱中症予防のため、飲料水をご用意しております。 お土産及び喫茶スペースはございません。



スマートフォンやタブレット端末 から左記のQRコードを読み取 るとGoogleマップにアクセス いただけます。



交 通

地下鉄

○ 東京メトロ東西線

「東陽町駅」1番出口(大手町寄り)右手へ徒歩約7分(約650m)

(ご参考) 東陽町駅前⑤番乗り場より都営パスで約3分 門21系統/東大島駅前行き:「豊住橋パス停」下車 東22・錦22系統/錦糸町駅前行き:「豊住橋パス停」下車

地下鉄

○ 都営新宿線○ 東京メトロ半蔵門線

「住吉駅」A3出口 住吉駅前③番乗り場より都営バスで約10分 東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き:「豊住橋バス停」下車

JR

総武線

「錦糸町駅」南口 錦糸町駅前③番乗り場より都営バスで約15分 東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行き:「豊住橋バス停」下車

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社NTTデータグループ





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。

環境に配慮した植物油インキを 使用しています。

〒135-6033 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 豊洲センタービル